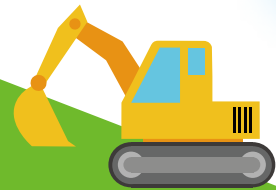
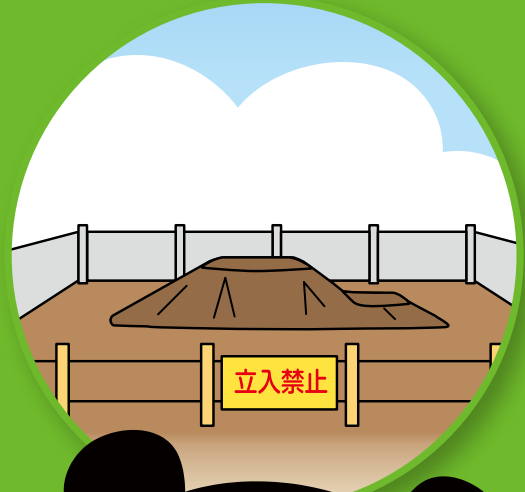


盛土規制法の運用を 開始します！



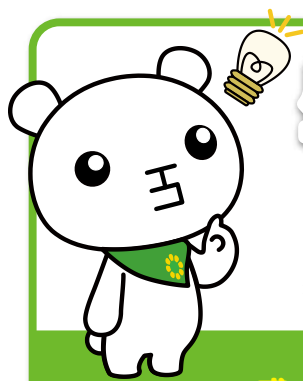
〜
盛土等による災害のない街へ
〜



©ていたん&ブラックていたん、北九州市

令和7年4月運用開始

北九州市



盛土規制法のポイント

盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」が法律名・目的も含め抜本的に改正され、「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」が施行されました。土地の用途(宅地、農地、森林等)や目的にかかわらず、全国一律の基準で盛土等の安全な整備・管理を推進していきます。

盛土等を安全に保つ

対象区域内では盛土等を安全な状態に維持する必要があります。過去に行われた盛土等も対象です。

※「土地所有者等」とは、所有者の他、管理者、占有者も含まれます。

土地所有者等



安全な盛土等をつくる

対象区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要です。

施行者



行政



区域の指定と指導等

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを対象区域に指定し、指導・監視などを行います。

罰則の強化

無許可行為や命令違反時に対する懲役刑や罰金刑の水準を強化しています。

対象区域について

対象区域には、下記の2つの区域があります。



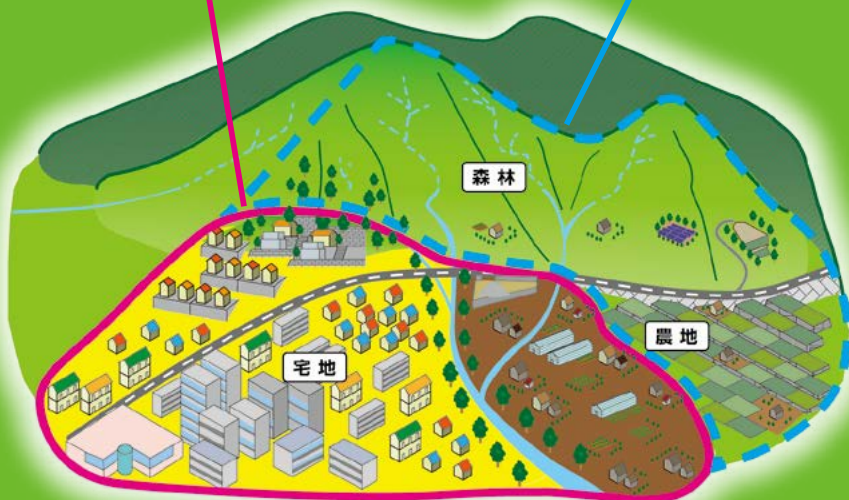
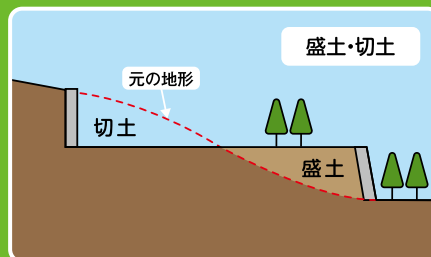
宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

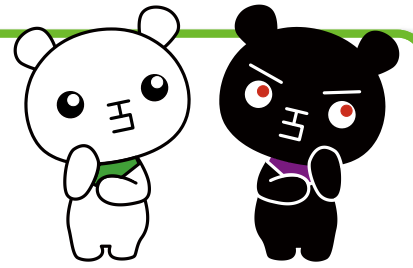
特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

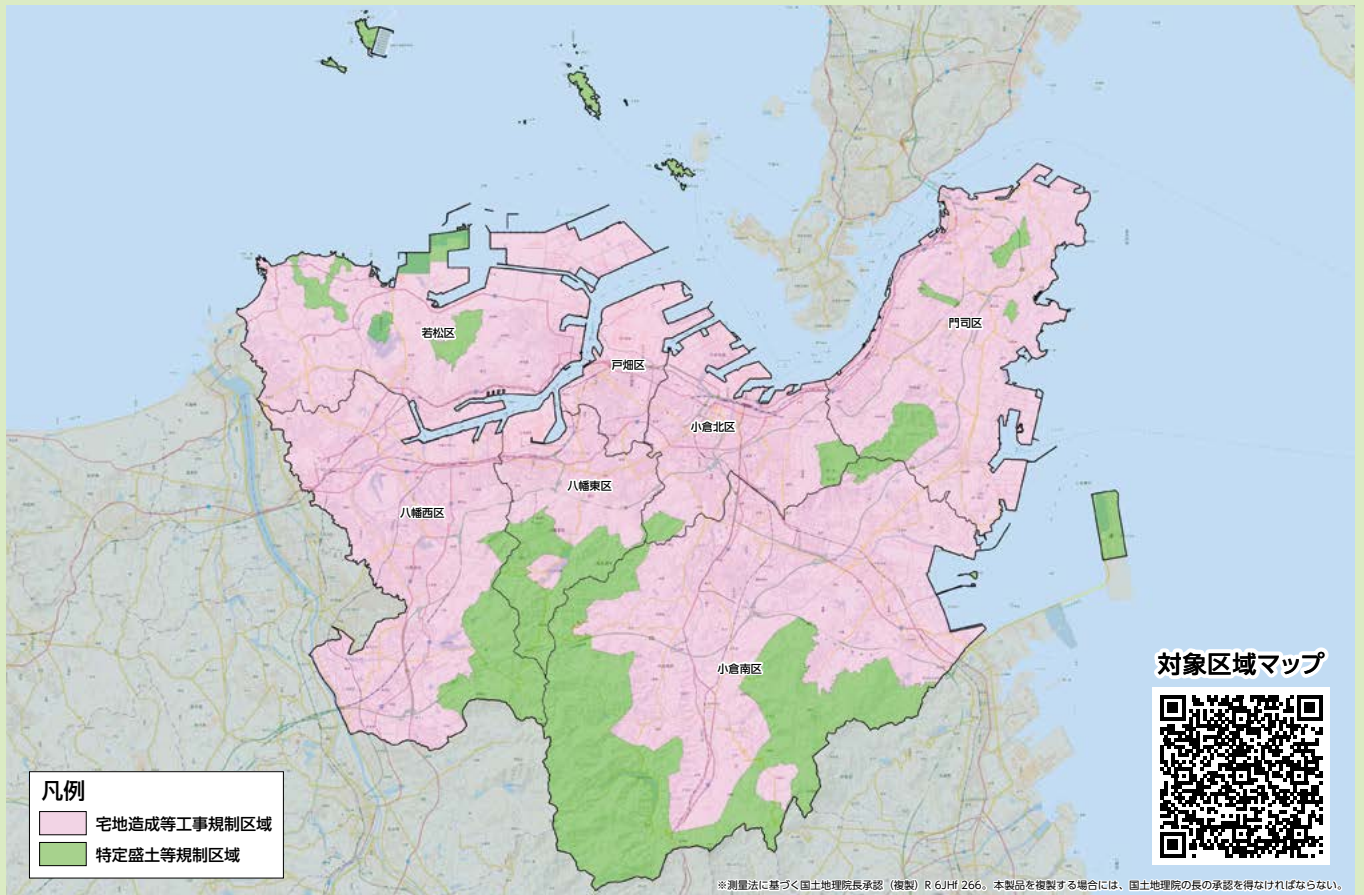
対象区域では一定規模以上の盛土等を行うときには許可を受けないといけません。



北九州市の区域



所有している土地や、事業等がかかわる土地が、対象区域に該当しているか、下記のマップで調べることができます。



対象となる盛土等への対応

対象となる盛土等には次の対応を行うため、不正な盛土を見つけやすくなります。

標識がない等の
不審な盛土等を見つけたら、
北九州市までお知らせください。

●●●工事の許可(届出)済標識	
工事主(住所氏名)	□□
許可番号	□□
許可年月日	□□
工事施行者	□□
現場管理者	□□
.....	□□
工事関係者連絡先	□□

許可を受けた盛土等の
工事では、左のような
標識が設置されます。

都道府県や
市が許可地の
一覧を公表

工事主が
周辺住民に
事前周知

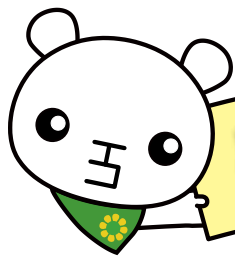
工事主が
工事現場に
標識を掲示

注意

[無許可で盛土を行うなど悪質な場合は罰則の対象になります]

- 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下
- 法人に対しては罰金最大3億円以下





盛土等の安全な管理について



対象区域内では、盛土等に伴う災害が生じないようにするため、所有者等はその土地を常時安全な状態に維持する必要があります。

土地所有者等が認知していない盛土等であっても、周囲の安全確保のため、指導等が行われることもあります。

危険な盛土等の例

このような現象が見られる場合は注意が必要です！
所有地や身の回りの盛土等が問題ないか確認してみましょう。

盛土の割れ



地下水の流出



擁壁の割れ



出典：国土交通省 盛土規制法パンフレット

危険な盛土等を発見したり、自宅の崖が不安に感じたりしたときは
北九州市開発指導課へ相談ください。

※盛土規制法の区域の設定を行い、「盛土等を安全に造る」、「危険・違法な盛土等に対して適切に指導を行う」などの運用によって安全性等の向上に繋がります。このため、土地の利用や建築の制限などを行うものではありません。



相談・問い合わせ先

北九州市都市戦略局 開発指導課 北九州市小倉北区城内 1-1 TEL. 093-582-2644

盛土規制法に関する情報は、以下をご覧ください。

北九州市

盛土規制法について

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/077_00012.html

国土交通省

宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)について

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>



北九州市



国土交通省

